

岩手県企業局管理規程第6号

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年7月30日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

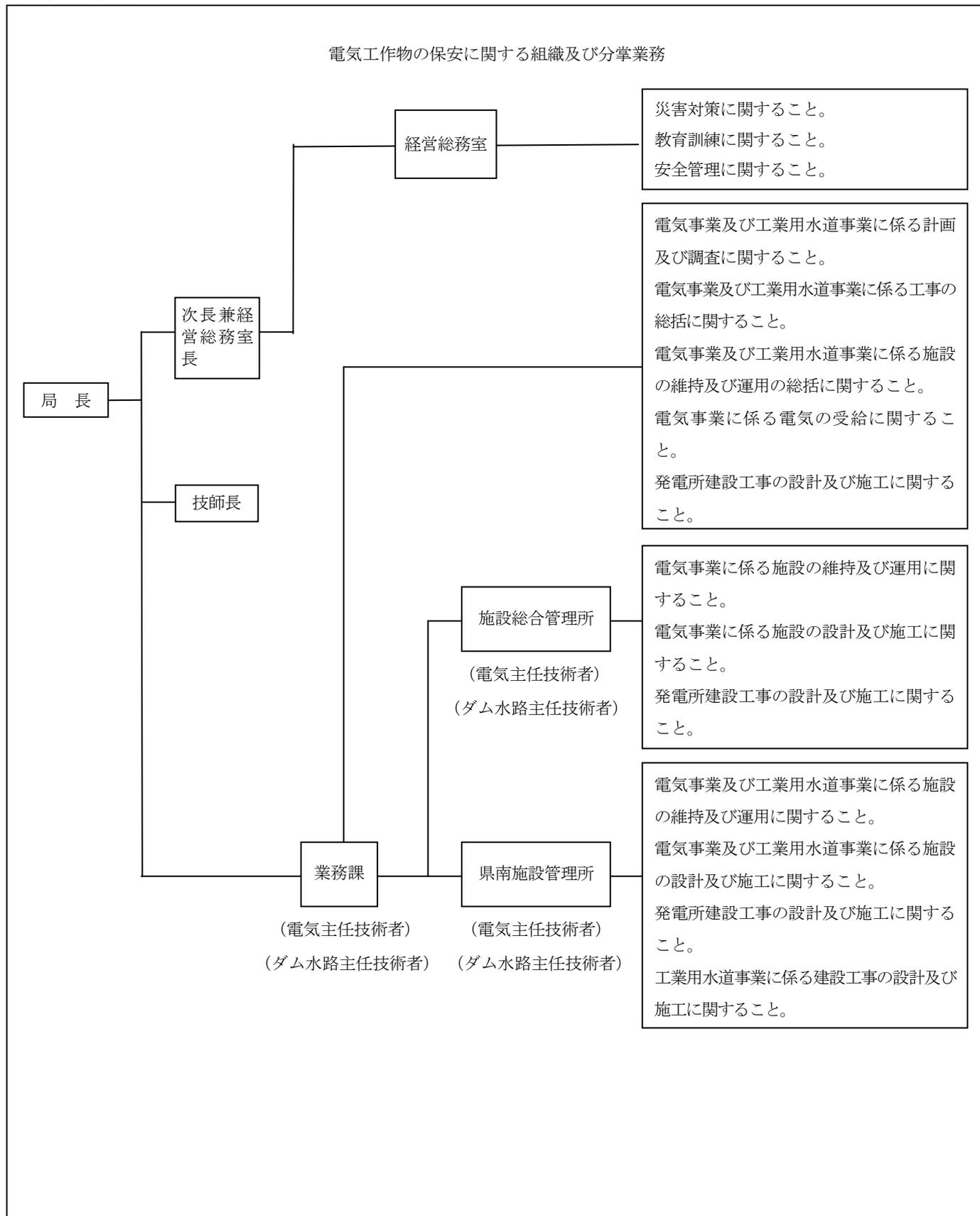
企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

企業局電気工作物保安規程（昭和61年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																						
<p>(主任技術者の選任)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>監督範囲</th> <th>選任の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電気主任技術者</td> <td>運転中の水力発電所及び風力発電所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>建設中の水力発電所及び風力発電所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>工業用水道施設及び太陽電池発電設備</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>			区 分	監督範囲	選任の対象	電気主任技術者	運転中の水力発電所及び風力発電所	[略]	建設中の水力発電所及び風力発電所	[略]	工業用水道施設及び太陽電池発電設備	[略]	<p>(主任技術者の選任)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>監督範囲</th> <th>選任の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電気主任技術者</td> <td>運転中の水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>建設中の水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>工業用水道施設</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>			区 分	監督範囲	選任の対象	電気主任技術者	運転中の水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所	[略]	建設中の水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所	[略]	工業用水道施設	[略]
区 分	監督範囲	選任の対象																							
電気主任技術者	運転中の水力発電所及び風力発電所	[略]																							
	建設中の水力発電所及び風力発電所	[略]																							
	工業用水道施設及び太陽電池発電設備	[略]																							
区 分	監督範囲	選任の対象																							
電気主任技術者	運転中の水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所	[略]																							
	建設中の水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所	[略]																							
	工業用水道施設	[略]																							
<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第6条 主任技術者は、法令を遵守し、電気工作物の保安の監督を誠実に行うため、次に掲げる職務を責任をもって遂行するものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 法第50条の2の規定による使用前自主検査、法第52条の規定による溶接自主検査及び法第55条の規定による定期自主検査（以下「法定自主検査」という。）において、検査の指導監督を行うこと。</p> <p>2 [略]</p>			<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第6条 主任技術者は、法令を遵守し、電気工作物の保安の監督を誠実に行うため、次に掲げる職務を責任をもって遂行するものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 法第51条の規定による使用前自主検査、法第52条の規定による溶接自主検査及び法第55条の規定による定期自主検査（以下「法定自主検査」という。）において、検査の指導監督を行うこと。</p> <p>2 [略]</p>																						
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																									

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)



附 則

この規程は、平成25年7月30日から施行する。